

# 基礎研 レター

## 債務危機と不況の中 ギリシャ生保業界が辿った軌跡 —2010年～2011年の動きを中心に—

保険研究部門 主任研究員 松岡 博司  
(03)3512-1782 matsuoka@nli-research.co.jp

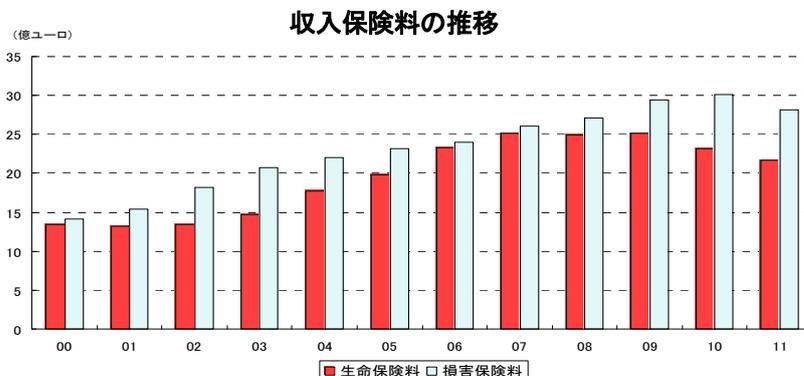
2009年の秋以降、人口わずか1,100万人のギリシャが、世界を揺るがせてきたことは周知の通りである。国の経済が破綻状況に陥ったとき、その国で事業を行う保険会社はどうなるのだろうか。本稿では、債務危機と深刻な不況に苦しんでいた2010年から2011年にかけてのギリシャにおいて、生保会社がどのような状況にあったかを見てみたい。

### 1——債務危機下のギリシャ生保業界

ギリシャの生保業界は、生命保険料収入額を基準とすると世界第38位の生保市場である<sup>1</sup>。順位だけを見れば世界でも中位に位置するが、その世界シェアは0.11%にすぎない、小さな生保マーケットである。2011年末現在、ギリシャの生保市場で事業を行っている保険会社（生保会社および生損保兼営会社）は24社ある。債務危機下のギリシャにおいては、その生保業界も苦しむことになった。

#### 1 | 保険業績—保険料収入は減少

不況は保険販売を直撃する。後述のように健全性に対する懸念ももたれる状況下で保険業績も悪化、生命保険料収入は2009年をピークに、損害保険料収入は2010年をピークに減少した。特に生命保険料の減少が顕著である。



(資料) ギリシャ保険会社協会  
年次統計レポートより作成

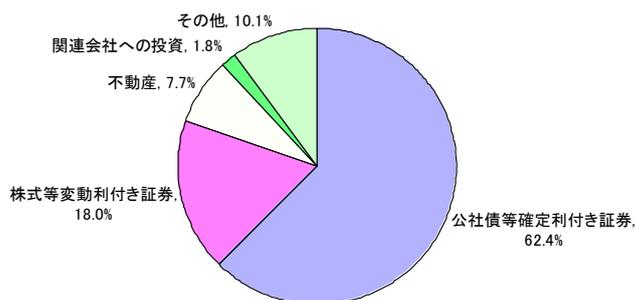
<sup>1</sup> スイス再保険 “World insurance in 2011” sigma 3/2012 より

## 2 | 資産運用業績－厳しい運用環境

### (1) ギリシャの保険会社の資産運用

2011年末のギリシャの保険会社の投資資産の構成は、公社債等の確定利付き証券への投資が62.4%、株式等の変動型証券への投資が18.0%、不動産への投資が7.7%、関連会社への投資が1.8%、残り10.1%がその他資産となっている。なおギリシャの統計には、生保会社のみを取り出したものがないので、ここでは生保会社・損保会社・生損保兼営会社の合計数値を用いている。

#### 2011 年末投資資産の構成（生保会社・損保会社・兼営会社合計）



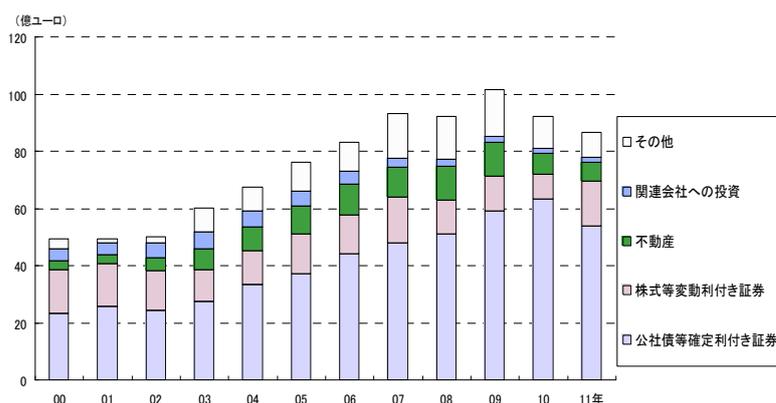
(資料) ギリシャ保険会社協会年次統計レポートより作成

### (2) 運用環境の悪化

上記の通り、ギリシャの保険会社の資産運用の中心は公社債等確定利付き証券への投資である。そして、そのうちのかなりの部分がギリシャ国債である。公社債投資の9割がギリシャ国債であった保険会社もあったという。債務危機の中、ギリシャ国債が信任を失い、国債価格は暴落（利率は急騰）した。また株式市場も大きく落ち込んだ。ギリシャの保険会社は資産運用先を失った。

ギリシャ保険業界全体の投資資産は、2009年をピークに減少した。

#### 投資資産（生保会社・損保会社・兼営会社合計）の推移



(資料) ギリシャ保険会社協会年次統計レポートより作成

### (3) ギリシャ国債の取扱い

ギリシャ国債への信任が衰え、ヘアカット（債務減免）も検討される中、ギリシャ国債の暴落やヘアカットが、保険会社の経営にどのような影響を与えるかに関心が集まり、保険会社の健全性問題が

浮上した。

ギリシャ生保市場の上位会社には外国保険会社の子会社が多い。彼らは本国の親会社から資本的な支援を受け、健全性問題を切り抜けることができた。またギリシャ国債偏重の投資を改めることができた。しかし、その他の中小生保会社は、投資の多くをギリシャ国債に委ねる姿勢を転換できなかった。

そこで2010年8月に成立した「民間保険会社の監督、民間生命保険保証基金の設立、格付機関その他財務省所管の事項に関する法律 (Law No 3867)」第21条は、金融システム危機の状況下にあっては、監督当局の決定により、保険会社はソルベンシーマージン計算上、保有するギリシャ国債を市場価額ではなく購入価額で評価することができるとする取扱いを規定した。また2009年と2010年に限っては、この取扱いを行うのに、監督当局の決定は必要ではないと規定した。

### 3 | 厳しい経営状況と経営破綻の発生

上述のような措置をとっても、中小保険会社の経営は苦しくなった。

2009年9月21日には、Aspis Pronia AEGA、Aspis Pronia AEAZ、General Union、General Trust (以上4社はAspis Groupに所属)およびSkourtis Insurance という5つの保険会社の免許が取り消された。さらに2010年2月26日に、Aspis Groupの主要会社であるCommercial Valueの免許が停止された。これらの会社は、損害保険を主要業務とする会社であったが、生保事業をあわせて行っている会社もあった。これら中小保険会社の破綻により、保険業界のイメージと信頼が傷ついた。

引き続いて2010年9月より、VDV Leben International (以下、VDVレーベン)の経営悪化が問題化し、2011年1月に同社の免許が取り消された(後述)。

### 4 | 民間生命保険保証基金 (Private Life Insurance Guarantee Fund) の設立

こうした状況を受け、民間生命保険保証基金 (Private Life Insurance Guarantee Fund、以下、保証基金)が発足した。根拠法は、ギリシャ国債の取扱い変更を規定したのと同じ、「民間保険会社の監督、民間生命保険保証基金の設立、格付機関およびその他財務省所管の事項に関する法律 (Law No 3867)」である。

保証基金は、生保会社が破綻した場合の保険契約者の保護を目的として設立された民間団体である。ギリシャで生保事業を行う保険会社は強制的に保証基金のメンバーとなる。ギリシャ銀行の監督・管理下にある。

保険会社の免許を取り消す決定が行われると、自動的に保証基金の関与がスタートする。保証基金の主な活動は、破綻した保険会社の生命保険契約の全部または一部を他の保険会社に移転し、契約を継続させることである。これが不首尾に終わった場合、保証基金は保険契約者に補償の支払いを行う。補償は法律に定められた限度内(死亡保険、終身就業不能保険の補償は6万ユーロ、その他の保障の補償は3万ユーロが上限。病院ケア保険の追加的な保障部分は補償の対象外)で行われる。

保証基金の収入源は定期的に受け入れる拠出金のみである。拠出金の額は年間生命保険料収入合計額の一定割合として定められるが、その一定割合は1.5%が上限と定められている。拠出金の半分は保証基金のメンバーである生保会社により、残り半分は保険料を支払う一般の生保契約者により負担される。拠出金は課税を免除される。

### 1 | 破綻の概要

2010年9月、保険監督機関である民間保険会社監督委員会（the Private Insurance Supervisory Committee=PISC）がVDVレーベンに対して、ギリシャおよびドイツでの新規販売の停止、ギリシャおよびドイツにおける資産の凍結を命令した。VDVレーベンは保有契約件数約1万件というたいへん小規模な生保会社であった。ギリシャ国内事業より支店形態で販売するドイツ事業の方が大きく、破綻時の保有契約1万件のうち、6,500件はドイツで、残り3,500件がギリシャで締結されていた。

上記命令が出された理由は、PISCにより実施された調査の結果、同社は資産を負債が上回る破綻状態にあることが確認されたからである。存在しない総額4,209万ユーロの公社債および株式を財務諸表に記載しており、大手銀行から保証を受けているかのような虚偽の表示も行っていたという。

PISCは同社の経営陣に、現状説明と2010年9月30日までに欠損をカバーする方策を講じることを命じたが、同社の対応は鈍いものであった。

そこで、ギリシャ銀行のthe Committee for Credit and Insurance Matters（PISCの機能を引き継いだ組織<sup>2)</sup>）が2011年1月10日付けで同社の免許を取り消す決定を行うこととなった。

免許取消に伴い、清算が開始され、弁護士のHaliotis Gerasimos氏が破産管財人に任命された。

VDVレーベンの破綻処理においては、同社がより多くの契約者を有するドイツとの関係が重要であった。ギリシャ銀行は、ドイツの保険監督当局であるBafinとの情報連携に努め、Bafinからは、ドイツの契約者が損失を被ることなく補償されるようにという要望を伝えられていたという。破綻処理手続においてもBaFinは前面に出ることがなかった。BaFinは、ドイツ国内の同社契約者に対して、BaFinはギリシャ銀行と緊密なコンタクトを取り継続的に問題状況の連絡を受けていたこと、各契約者はHaliotis氏に直接コンタクトして質問することができること、BaFinもコンタクトポイントとして活用することはできるが、BaFinができることは、質問を記録し、ギリシャの監督当局につなぐことだけであること、を発表している。

### 2 | 保証基金による破綻処理

同社の破綻処理は、保証基金の仕組みが適用される最初の案件として取り組まれた<sup>3)</sup>。

保証基金は該当生命保険契約者の特定作業から活動を開始した。また2011年3月以降、VDVレーベンの生命保険契約を引き継ぐ買収保険会社の募集に取りかかったが、5ヶ月後の8月に、不成立に終わったことが発表され、買収保険会社の募集は終了した。

以後、保証基金は、契約者への補償支払いに専心することとなったが、保証基金は、保険契約者のリストの中に自らが含まれていることの確認や含まれていない場合の申告手続、補償を受けるために

<sup>2)</sup>ギリシャ国債の取扱いの変更や保証基金の設立を規定する法律と同じ法律により、2010年12月1日に、PISCの機能がギリシャの中央銀行であるギリシャ銀行のCredit and Insurance Matters Committeeに移管され、PISCは同日付けで廃止された。PISCは、2008年1月に、民間保険会社の監督を担当する独立監督機関として発足したばかりであったが、その存続期間は3年弱にとどまった。

<sup>3)</sup>保証基金の設立を規定する法律により、Aspis Aega社、Commercial Value社等、保証基金発足時にすでに発生していた破綻会社の生命保険契約に関する処理も保証基金が担当することとされた。ただし、これら既存案件については、保証基金の本来の仕組みそのものは適用されず、保証基金発足前から着手されていた手続きが継続され、契約者への補償については、生命保険金額の70%までを補償することとされた。

必要な様式を満たす書類の提出等を、補償対象者たる保険契約者に求め、多くの時間を費やすこととなった<sup>4</sup>。

この間、2012年4月には、ギリシャ銀行のTHE CREDIT AND INSURANCE MATTERS COMMITTEEが、VDVレーベンの保険契約者への補償を分割払いで行うということを決定した。初回の補償支払いは以下の方式で行われることとなった。

1. 初回の補償支払いは、補償額の一定部分までとし、総額で1,700万ユーロを上限とする。
2. 初回の補償支払いは、個々の保険契約ごとには7,000ユーロを上限とする。ただし補償の残額が100ユーロ未満にとどまる契約者については、初回の支払いで補償全額を支払う。

分割払いが導入された背景としては、補償の支払いは保証基金に蓄積された拠出金から支払われるが、発足間もない保証基金には補償を行うに足るだけの十分な拠出金が蓄積されていなかったことがあると考えられる。

その1ヶ月後の2012年5月に、受給適正性を確認できた補償受給者に対する初回の補償分割支払いが実施された。

さらに2回目の補償分割支払い（2012年5月に支払いを受けた者については2回目、その後適正性が確認された受給者にとっては1回目）が2013年2月に実施され、今日に至っている。

### 3—さいごに

以上、債務危機下のギリシャにおいて、国債の取扱いについての特例措置が設けられたものの保険会社の経営が苦しくなったこと、その中で小規模会社の破綻が発生したこと、これに伴って保証基金が発足し破綻した会社の処理が行われてきたことを見てきた。

前述の通り、ギリシャの生保市場は規模が小さい上、ギリシャ生保市場における上位会社には外国保険会社の子会社が多く本社からの資本的な支援等を受けることができたという事情もあって、ギリシャの保険業界の経営不振が他国に波及することはなかった。

しかし、こうした国家の債務危機が、より大きな国で大規模におこった場合には、問題は複雑なものとなる。ユーロ世界全般の保険会社の経営動向について、今後とも、注視していく必要があるだろう。

---

<sup>4</sup>保証基金は、一連の作業において、そのホームページ上に、契約番号、被保険者誕生日を入力させる方式の確認システムを搭載し、契約者の確認・特定、請求手続の連絡、補償額の連絡等を行っている。